

## 認証プロセス

認証プロセスの概略を説明します。

(ほとんどの認証規格は基本的に同一のプロセスに従っています。)

- a) 希望される認証適用範囲の特定
- b) 各申請規格で規程された情報  
(組織名、住所、プロセス及び管理、人材及び技術資源、部署、利害関係者及び法的義務等)
- c) 要求事項の適合に影響する可能性のある外注先の特定
- d) 申請を希望する規格又はその他要求事項の特定
- e) マネジメントシステムの認証に関連するコンサルティングサービス  
(提供されている場合、コンサルタントの情報を提供して下さい。)

上記の情報をもとに見積もりの為のレビューを実施します。

見積もりが可能かどうかレビューを行い、可能であれば、正式な見積書を発行致します。

見積りに合意頂けましたら、契約の締結、審査プログラムの作成及び審査員の選定を行います。

初回登録審査においては、すべての組織に対して第一段階審査を実施します。

第一段階審査の目的は以下の通りです。

- a) 文書化したマネジメントシステム情報をレビューする。
- b) 事業所固有の条件を評価し、第二段階審査の準備状況を判定するために、組織と確認を行う。
- c) 規格の要求事項に関する状況及び理解度のレビュー  
(特に、マネジメントシステムの主要なパフォーマンス又は重要な側面、プロセス、目的及び運用の特定に関してレビューを実施します)
- d) 次の事項を含むマネジメントシステムの適用範囲に関する必要な情報の入手
  - － 依頼者の事業所
  - － プロセス及び使用設備
  - － 確立された管理のレベル(特に、複数サイトの依頼者の場合)
  - － 適用される法令及び規制要求事項・第二段階審査でレビューした資源配分及び合意した詳細
- f) マネジメントシステム規格又はその他の規準文書に照らして、依頼者のマネジメントシステム及び事業所の運用について十分理解することによって、第二段階審査を計画する上での焦点を明

確にする。

g) 内部監査及びマネジメントレビューが計画され、実施されているかどうかについて評価し、また、マネジメントシステムの実施の程度が第二段階審査のための準備が整っていることを実証するものであることを評価する。

ほとんどのマネジメントシステムは、上記の目標を達成するために、第一段階審査はオンサイトで行う必要があります。

第一段階審査終了後、第一段階審査の結果を審査報告書にて提出し、第二段階審査で挙げられる可能性のある不適合を含め、準備について顧客と確認を行います。

第一段階審査の結果が合格であった場合、軽微な不適合が挙げられた場合においても、審査員は第二段階審査を行う日を同意します。

但し、重大な不適合が挙げられた場合、第一段階審査の結果として不合格と致します。審査員は第二段階審査の準備ができていないと判断し、第一段階審査で挙げられた不適合の解決に必要な時間を確保し、解決するまで、第二段階審査の計画は行いません。

第二段階審査の実施はオンサイトで行わなければなりません。第二段階審査においては、適合性及び有効性について評価を実施します。第二段階審査の実施内容は以下の通りです。

- a)適用される規格又は他の規范文書の全要求事項について情報及び証拠をレビューします。
- b)パフォーマンスの監視、測定、報告及びパフォーマンスの目標・目的をレビューします。  
(適用される規格又は他の規范文書で期待に一致しているかレビューします。)
- c)適用される法令・規制要求事項を満たしたマネジメントシステム及びパフォーマンスをレビューします。
- d)プロセス管理をレビューします。
- e)内部監査及びマネジメントレビュー
- f)方針をもとに経営者の責任及びシステムの不適合をレビューします。

第二段階審査が完了後、審査チームは第一段階審査/第二段階審査で集められた全情報、証拠をもとに分析及びレビューを実施し、指摘事項及び審査結果をまとめた審査報告書を提出します。

- ・不適合が挙げられなかった場合、主任審査員によって登録が推奨されます。
- ・軽微な不適合が挙げられた場合、認証登録が推奨される前に、軽微な不適合を改善する必要があります。

・重大な不適合が挙げられた場合、第二段階審査の最終日から最大六ヶ月以内に、重大な不適合の修正及び是正処置の実施を検証することができない場合は、認証の推薦を行う前に、再度、第二段階審査を実施します。

審査報告書の審議及び判定の後、認証書を発行致します。

認証書が発行された際、組織は次回維持審査の実施に合意したことになります。

維持審査は最低一年に一度オンサイトで行われます。一度目の維持審査は、第二段階審査から十二ヶ月以内に行わなければなりません、三年に一度、更新審査を実施し、三年間の有効期限を与えられた新しい認証書を発行します。

維持審査の実施内容は以下の通りです。

- a) 内部監査及びマネジメントレビュー
- b) 前回審査で特定された不適合についてとられた処置のレビュー
- c) 苦情処理
- d) 被認証組織の目的の達成及び各マネジメントシステムの意図した結果の達成に関するマネジメントシステムの有効性
- e) 継続的改善を狙いとする計画的活動の進捗状況
- f) 継続的な運用管理
- g) 変更があればそのレビュー
- h) マークの使用及び／又は認証に関する引用

維持審査報告書が発行され、重大な不適合がなければ、登録の継続が推奨されます。

維持審査として、上記以外に以下の項目を含む場合もあります。

- a) 認証に関する、認証機関から被認証組織への照会
- b) 被認証組織の活動に関する被認証組織自身の表明(例えば、販売促進資料、ウェブサイト)があればそのレビュー
- c) 被認証組織に対する、文書化した情報(書面又は電子媒体)の提供の要請
- d) 被認証組織のパフォーマンスを監視する他の手段

認証書は三年間の有効期限が与えられます。有効期限の期限となる年に、更新審査を実施します。

更新審査の実施内容は以下の通りです。

- a) 内部及び外部の側面の変更事項におけるマネジメントシステムに有効性をレビューします。
- b) 全パフォーマンスを伸ばすためにマネジメントシステムの改善、有効性の維持について実証レビューします。
- c) 顧客目的、マネジメントシステムで意図した結果を得ることに関してマネジメントシステムの有効性をレビューします。

また、認証規則に従い、三年の認証周期で作成された全審査報告書のレビューをします。全報告書のレビューを完了し、重大な不適合がなければ、認証が推奨され新しい認証書が発行されます。

注釈:

更新審査はマネジメントシステムに影響を与える状況(法律の変更等)があった場合、第一段階審査を含める必要があります。

軽微な不適合が挙げられた場合、既存の認証書の有効期限が切れる前に、軽微な不適合を改善する必要があります。既存の認証書の有効期限をもとに新しい認証書発行されます。発行日は再認証が推奨された日になります。

更新審査が完了しなかった場合又は URS が有効期限前に重大な不適合の是正を確認できなかった場合、認証書の発行日は、再認証を推奨された日です。有効期限は再認証を推奨された日ではなく、認証サイクルが基準で発行されます。

認証の期限切れについては、6 か月以内で再認証審査を受審完了した場合、認証書の発行日は、再認証を推奨された日です。有効期限は再認証を推奨された日ではなく、認証サイクルが基準で発行されます。

上記の内容は全規格に適用します、しかしながら、いくつかの規格は異なる要求事項があります。詳細は適切な認証規格チームにお問い合わせください。

工数に関するガイダンスが IAF から発行されています。

合理性・公平性に関して、ガイダンスを参照し、検証することができます。

以上